

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱

制 定 平成19年 7月24日

改 正 平成24年10月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、建築物に係る総合的な環境評価に関して必要な事項を定め、建築主の環境に対する自主的な取り組みを促進することにより、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図り、市民が安全で安心な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、もって持続可能な社会の構築及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定建築物 次に掲げる建築物をいう。

ア 延べ面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積）が5,000平方メートルを超える建築物

イ 法第52条第14項第1号の規定に基づく許可を受ける建築物

ウ 法第59条の2第1項の規定に基づく許可を受ける建築物

(2) 特定建築主 特定建築物の新築等（新築又は増築若しくは改築をいう。以下同じ。）をしようとする者をいう。

(建築物環境配慮指針等の策定)

第3条 市長は、特定建築物の新築等に際して、当該特定建築物の環境品質・性能の向上及び当該特定建築物による外部環境負荷の低減が図られるようにするため、建築物に係る環境配慮に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物に関する環境への配慮に係る性能（以下「環境性能」という。）の評価を表記した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の様式及び表示内容に関する指針（以下「表示指針」という。）を定めるものとする。

(特定建築主の責務)

第4条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとする場合においては、建築物環境配慮指針の定めるところにより当該建築物に係る総合的な環境評価を行い、当該建築物の環境品質・性能の向上及び当該建築物による外部環境負荷の低減に努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市長は、建築主による建築物の建築に係る環境への負荷の低減等環境の保全に関する自主的な取り組みを促進するため、建築物の環境配慮等環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(建築物環境配慮計画書の届出及び公表)

第6条 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事をしようとするときは、細目で定めるところにより、その内容を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、細目に定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(建築物環境配慮計画書の変更の届出)

第7条 特定建築主は、前条第1項の規定による届出の内容について、細目で定める事項に変更が生じる場合は、細目で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(工事完了の届出)

第8条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、細目で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(工事の取りやめの届出)

第9条 特定建築主は、特定建築物の新築等を取り止めた場合は、細目で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(建築物環境性能表示の標示)

第10条 特定建築主は、細目で定めるところにより、表示指針に基づき、建築物環境性能表示を標示することができる。

2 特定建築主は、特定建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介を他人に委託した場合において、販売若しくは賃貸又はそれらの媒介の委託を受けた者(以下「販売等受託者」という。)に、細目で定めるところにより、表示指針に基づき、建築物環境性能表示を標示させることができる。

(建築物環境性能表示の標示の届出)

第11条 特定建築主は、前条第1項の規定により建築物環境性能表示を標示し、又は同条第2項の規定により標示させたときは、細目で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。届け出た内容に変更が生じた場合についてもまた同様とする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(環境性能の説明)

第12条 特定建築主及び販売等受託者は、第10条第1項又は第2項の規定により建築物環境性能表示を標示した特定建築物に係る環境性能の内容について、当該特定建築物を購入又は賃借しようとする者に対し、環境性能の内容を説明するよう努めるものとする。

(助言)

第13条 市長は、特定建築物の環境品質・性能の向上及び特定建築物による外部環境負荷の低減のため、特定建築主に対し、必要な助言を行うことができる。

(報告)

第14条 市長は、特定建築主に対し特定建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

1 平成 19 年 10 月 1 日より前において、工事に着手された建築物については、この要綱の規定は適用しない。

2 この要綱の施行の日から 21 日を経過するまでの間に、工事に着手される特定建築物に係る要綱第 6 条の規定の適用については、細目中「新築等の工事に着手する日の 21 日前までに」とあるのは、「新築等をする場合速やかに」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の日前において、工事に着手された建築物については、平成 24 年 10 月 1 日から施行されることとなる改正後の要綱の規定は適用しない。